
環境表示ガイドライン

～消費者にわかりやすい適切な環境情報提供のあり方～
【改訂二版】

平成22年1月
環境省



目次

1. 環境表示ガイドライン作成の背景
2. 環境表示の現状と課題
3. 環境表示ガイドライン
4. 環境ラベル等データベース
5. 環境表示の今後に向けて



1. ガイドライン作成の背景

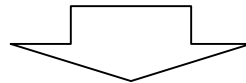
背景

環境保全意識の高まり

- 地球温暖化防止等地球規模での環境保全の必要性
- 天然資源の枯渇等環境負荷の低減の必要性
- 循環型社会の形成促進

循環型社会の形成への取組

- 循環型社会形成推進基本法(平成13年1月施行)
- グリーン購入法(平成13年4月施行)
- 循環型社会形成推進基本計画の策定(平成15年3月公表)



環境配慮型製品市場の形成と促進により、市場の必要性の高まりと市場規模の拡大が見込まれている。

1. 環境表示ガイドライン作成の背景

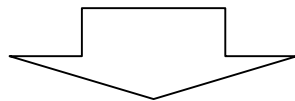
背景

事業者と消費者に求められる関係性

- 循環型社会形成への継続的取組のため、事業者と消費者の適切な相互関係が求められる。
- グリーン購入を広めるため、製品に関する環境側面の情報提供が求められる。

事業者・消費者間の環境コミュニケーションの必要性

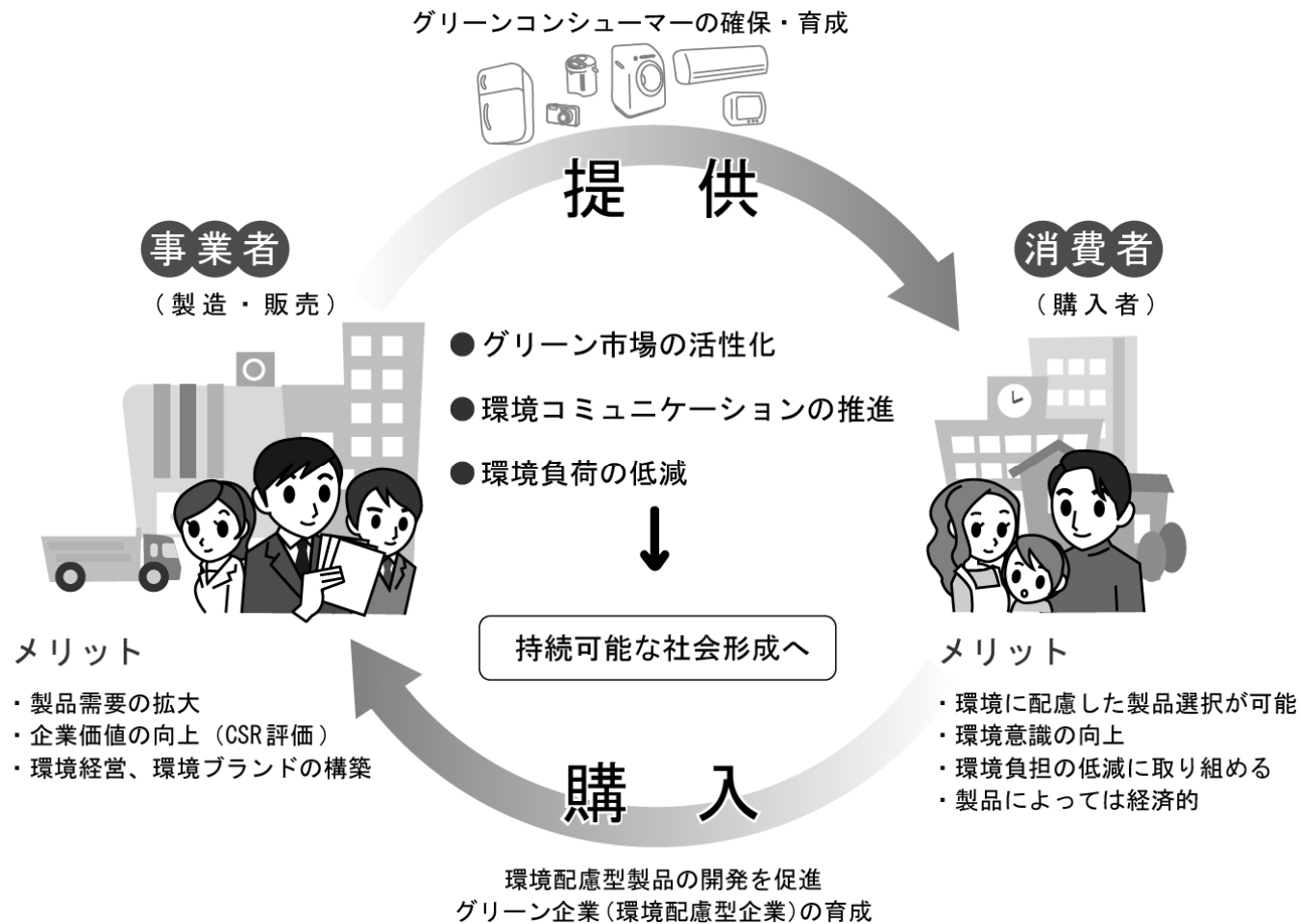
事業者による消費者に向けた適切な環境情報の提供



環境コミュニケーションの形成

1. 環境表示ガイドライン作成の背景

環境コミュニケーション推進のための環境表示



2. 環境表示の現状と課題

表示とは？

虚偽または誇大な表示を規制する景品表示法は、「表示」とは、事業者が商品やサービスを購入してもらうために、その内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指すものとしている（景品表示法における「表示」）。



（引用：公正取引委員会「不当景品類及び不当表示防止法ガイドブック」）

2. 環境表示の現状と課題

環境表示とは？

○製品やサービスに関する

原料採取 製造 流通 使用 リサイクル・廃棄

- ① 環境に配慮している点
- ② 環境保全効果等の特徴

○環境配慮への姿勢などを表示するもの

(環境表示では公正取引委員会が指定する「表示」に加え、商品又は役務の取引に直接関係のない表示も含む。)

2. 環境表示の現状と課題

環境表示の対象となる媒体

- 製品、包装、カタログ、店頭広告、店頭表示、ウェブサイト、テレビ・新聞等の広告媒体など



(引用:公正取引委員会「不当景品類及び不当表示防止法ガイドブック」)

2. 環境表示の現状と課題

環境表示例

- シンボルによる環境表示



- 説明文による環境表示

『原料のパルプは、ダイオキシン類を発生させる塩素漂白をしておりません』

『100%リサイクルアルミ使用』 など

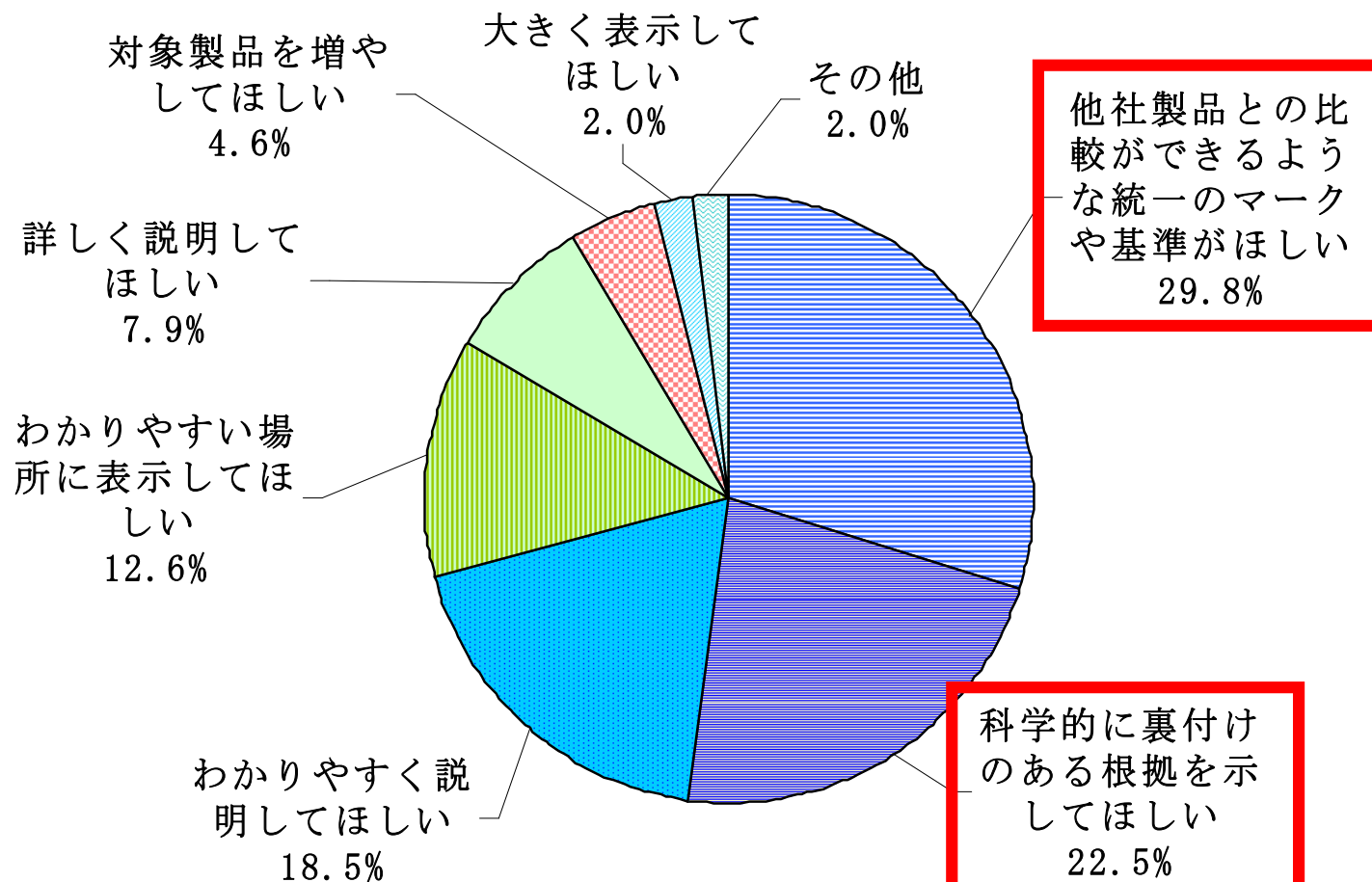
- データの提示による環境表示 等

	全ライフステージ
温暖化負荷(CO2)換算	× × Kg

2. 環境表示の現状と課題

環境ラベルに関するアンケート結果

- 企業の調達担当者(購入者)が対象
質問：企業による自主的な環境ラベルに期待すること・改善点について
どのようにお考えですか。(単数回答n=151)

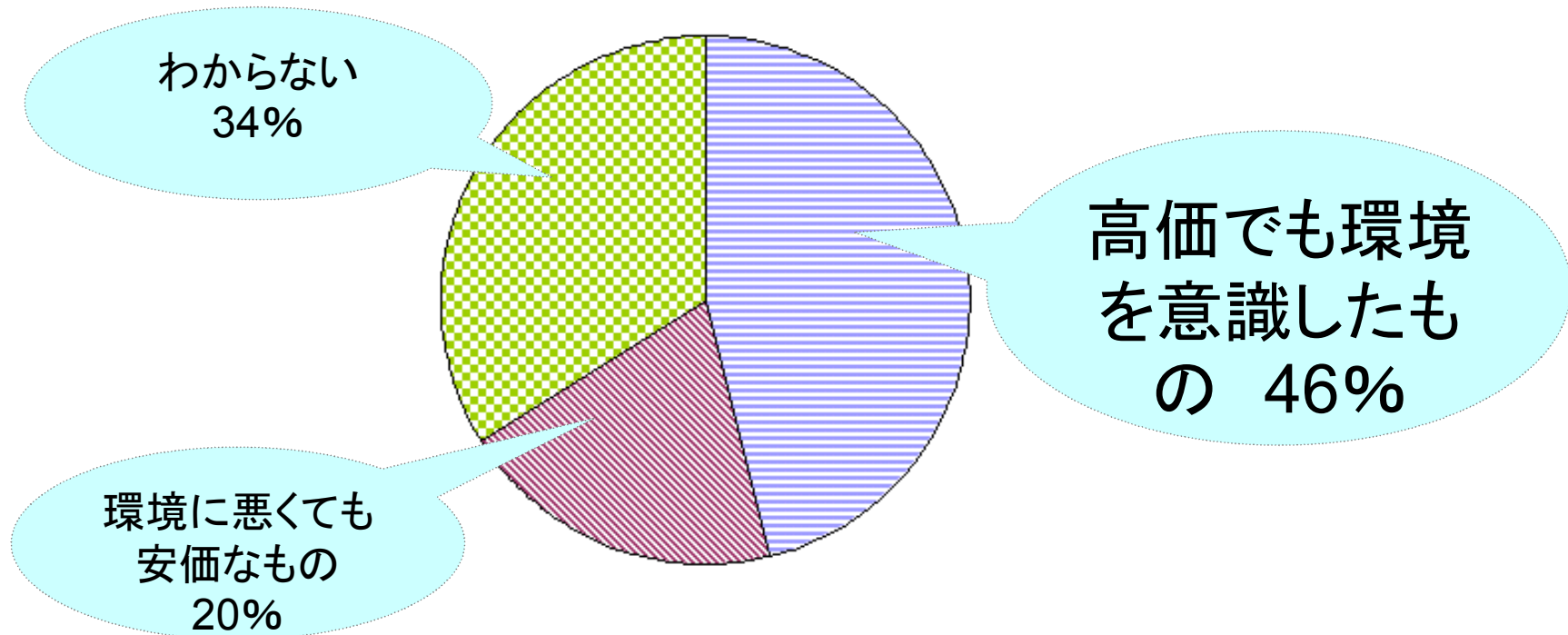


(引用:平成19年度環境ラベルに関するアンケート調査 環境省)

2. 環境表示の現状と課題

エコ偽装問題と環境意識に関するアンケート結果

- ・ 質問：どちらの商品をえらびますか。（単数回答） n=2451

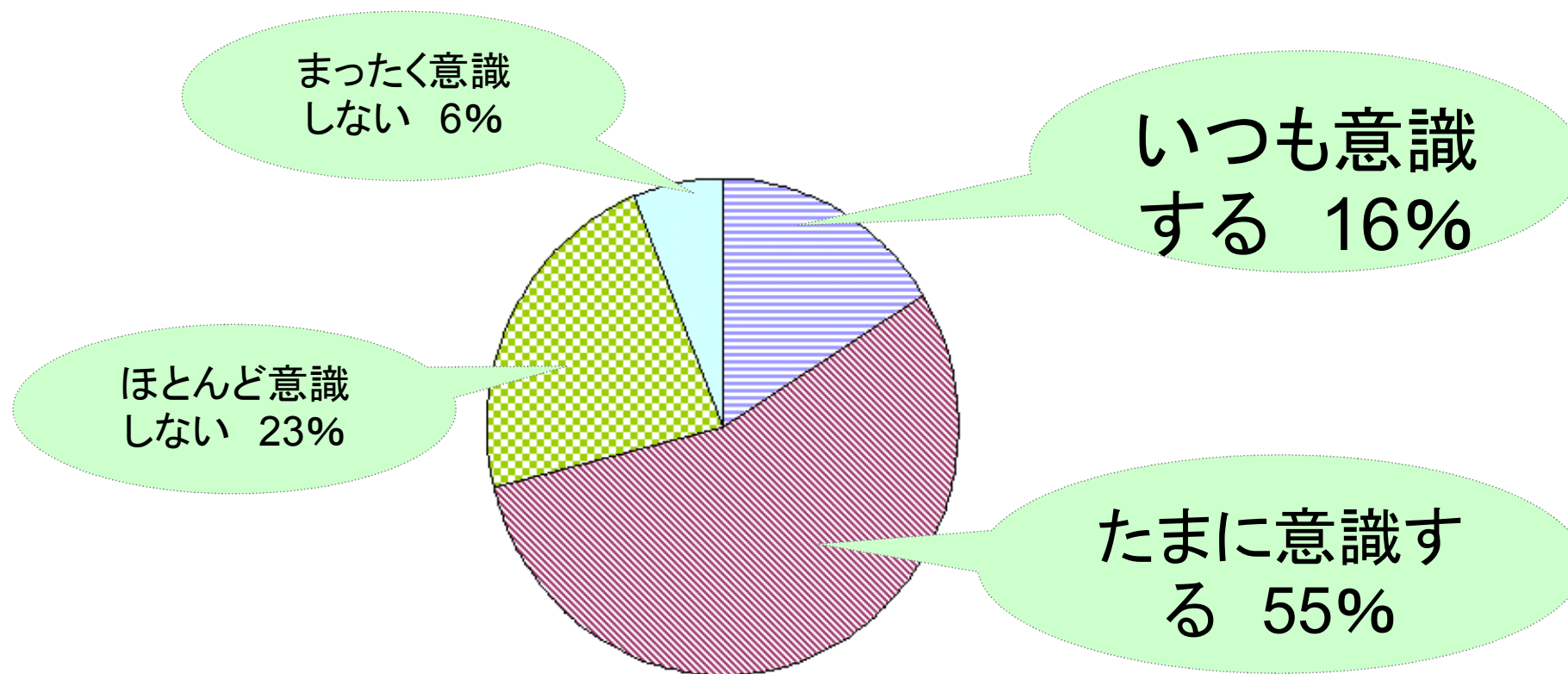


（引用：平成20年3月1日朝日新聞朝刊記事「エコ偽装 制度の見直しを急いで」中アンケート調査結果より）

2. 環境表示の現状と課題

エコ偽装問題と環境意識に関するアンケート結果

- 質問：買い物で環境ラベルを意識していますか。（単数回答）n=2451



（引用：平成20年3月1日朝日新聞朝刊記事「エコ偽装 制度の見直しを急いで」中アンケート調査結果より）

景品表示法 虚偽または誇大な表示を規制

◆ 環境表示も対象

商品・サービスの内容に関するもの

(景品表示法第4条1項1号)

・ **優良誤認表示の禁止**: 実際のものより著しく優良であると示す表示

・ **優良誤認とされた事例**:

古紙パルプを原材料に用いたコピー用紙(再生紙コピー用紙)について、実際 of 古紙配合率が、記載された配合率を大きく下回っていた事例

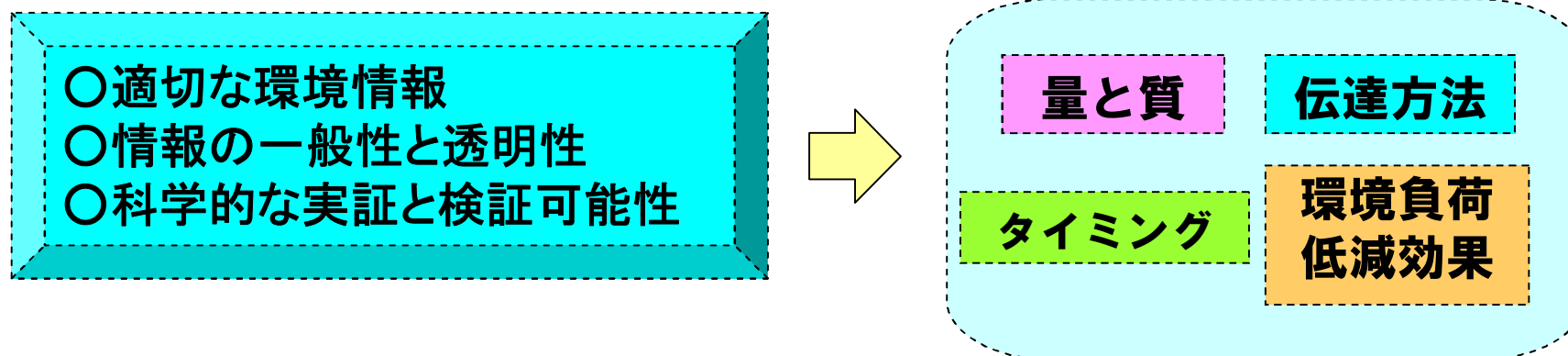
(ガイドライン21頁参照)

引用:公正取引委員会ホームページ
製紙会社8社に対する排除命令について(平成20年4月25日)
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/08.april/08042501.html>

環境表示の問題点

- 各社各様のメッセージ(説明文)やシンボルが氾濫
- 環境性能の優劣がわかりづらく、製品間の比較が難しい
- 提供される環境情報の内容を、消費者が事実かどうかを確認するための枠組みが明確に存在していない

➡ 環境表示のための共通のルールが認識されていない



3. 環境表示ガイドライン

今回の主な改訂ポイント

- 読み易さ、わかり易さに配慮した記述・表現を加える
⇒ ガイドライン57～60ページ
- 環境ラベル制度を活用した事例を追加する
⇒ ガイドライン45～51ページ
- 最新の情報に基づいた記述とする
- 記載事項の見直し

「環境表示ガイドライン」の策定の方針

- 事業者、消費者の双方にとって望ましい環境表示のあり方を検討
- 国際規格 (ISO/JIS Q 14020,14021) を基本としつつ、望ましい環境表示のために項目を補足

環境表示ガイドラインの構成

1. タイプⅡ規格 (ISO14020及び14021) への準拠
2. 本ガイドライン独自の要求事項への準拠

本ガイドラインの目的

○本ガイドラインの位置づけ

グリーン購入を促進させる上で必要な情報提供のあり方や将来の方向性等について整理したもの

○本ガイドラインの性格

法的な拘束力は持たず、自主的な取組を促す

○本ガイドラインの主な目的

1. 環境表示が消費者にとって**理解されやすく共感できる有益な情報**として機能すること
2. 各事業者及び団体が適切な環境情報を提供するための体制を構築し、様々な利害関係者(ステークホルダー)との**環境情報に関する相互理解**を深めていくこと

本ガイドラインの対象

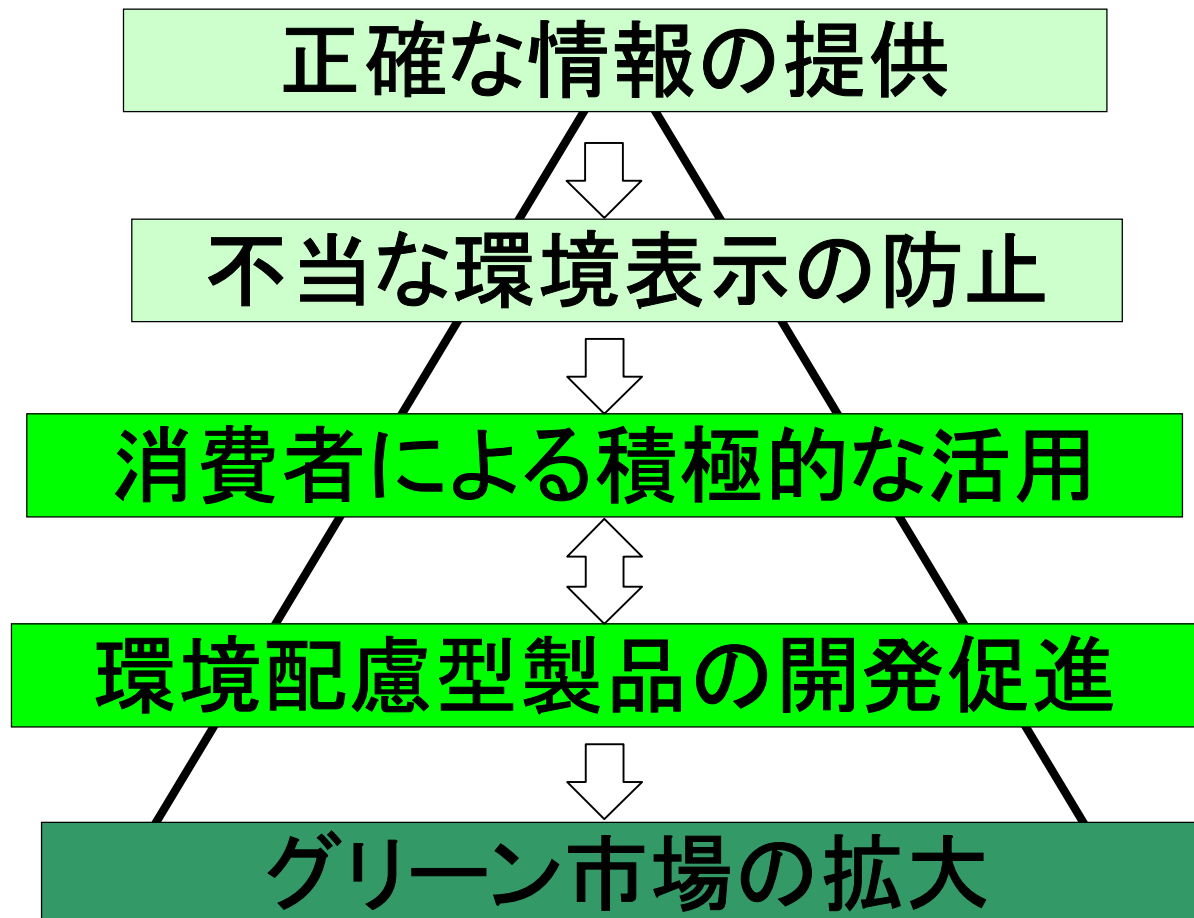
(1) 環境表示を行う事業者及び事業者団体
(以下、事業者等)

(2) 第三者機関等
(行政機関、公益法人、NPO等(当事者から独立した第三者))



◆事業者団体(独占禁止法第2条第2項にいう事業者団体)
統一の環境ラベルを設定している団体
製品等に関して認定(認証)制度を実施している団体

本ガイドラインに基づく環境表示のメリット

有益な情報提供体制の構築による適切な環境表示の効果



環境表示に関する国際規格と種類

ISOにおける名称および 該当規格	特徴	内容
ISO14020 : 1998 環境ラベル及び宣言 — 一般原則 —	指導原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14020番台の他の規格(タイプ I、II、III)とともに使用することを要求 ・認証・登録のためには使用できない
タイプ I “第三者認証” ISO14024 環境ラベル 及び宣言—タイプ I 環境ラベル表示— 原則及び手続き 	第三者認証による環境ラベル	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者実施機関によって運営 ・製品分類と判定基準を実施機関が決める ・事業者の申請に応じて審査して、マーク使用を認可
タイプ II “自己宣言” ISO14021 環境ラベル及び宣言 — 自己宣言による環境主張 —	事業者の自己宣言による環境主張	<ul style="list-style-type: none"> ・製品における環境改善を市場に対して主張する ・宣伝広告にも適用される ・第三者による判断は入らない
タイプ III “環境情報表示” ISO14025 環境ラベル及び宣言 —タイプIII環境宣言— 原則及び手順 	製品のライフサイクルにおける定量データの表示	<ul style="list-style-type: none"> ・合格・不合格の判断はしない ・定量的データのみ表示 ・判断は購買者に任される

環境表示の全体イメージ

運営主体

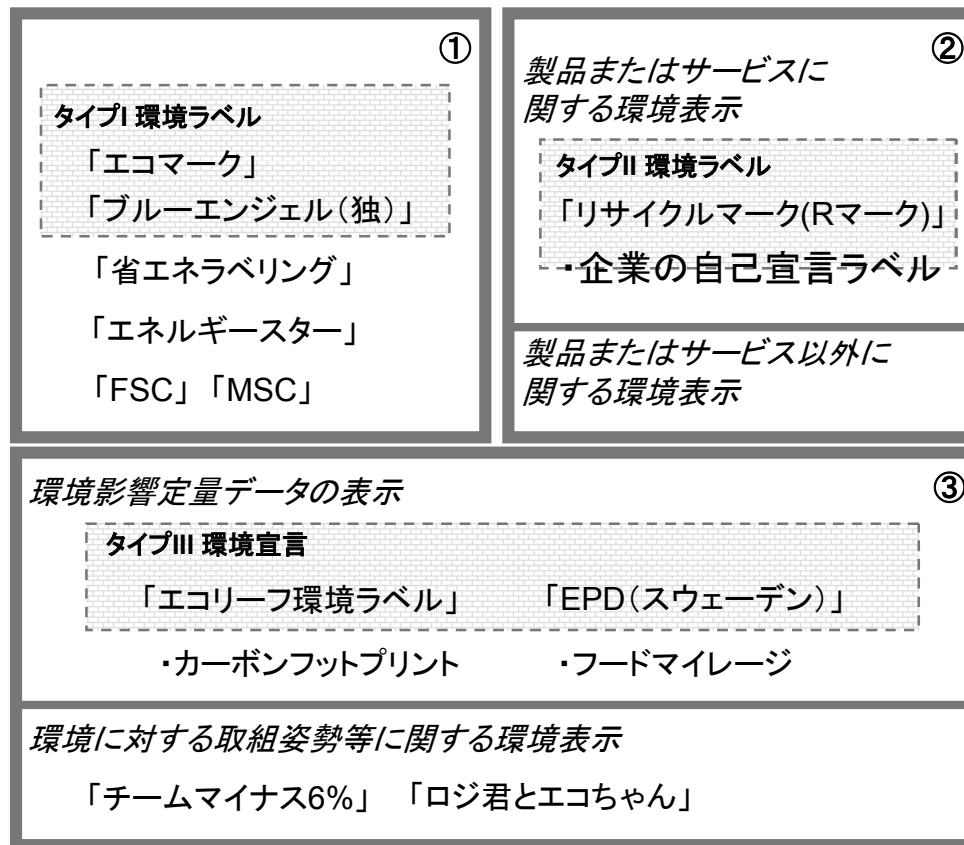
第三者
(行政機関・公益法人・NPO等)

利害関係者
(事業者および事業者団体等)

環境影響に
基づく表示基準
を持つ

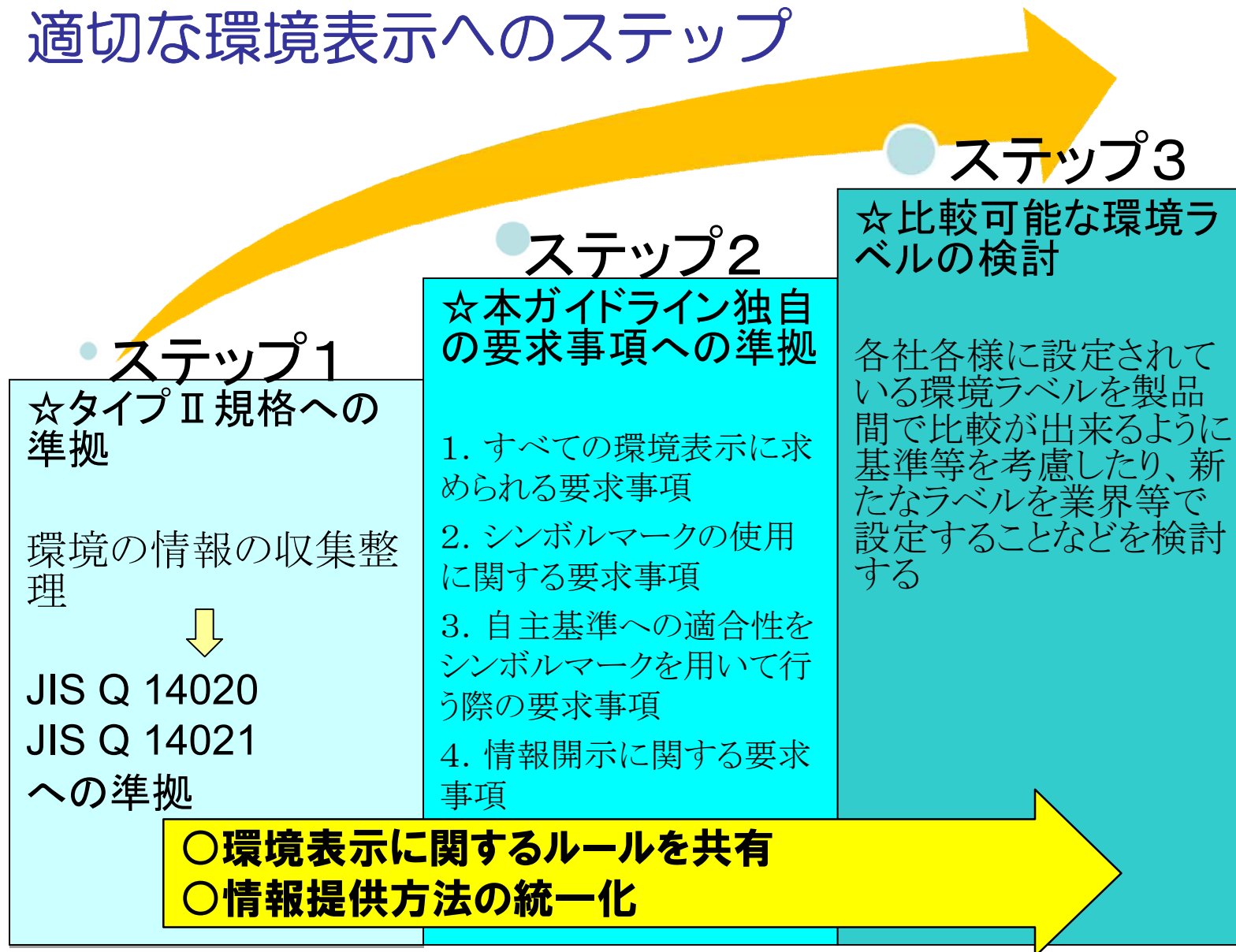
表示
基準

環境影響に
基づく表示基準
を持たない



* 図中網掛け部分はISOで対象としている環境表示を示します

適切な環境表示へのステップ



タイプⅡ規格への準拠 ～環境表示の必須条件～

○ ISO14020 「環境ラベル及び宣言」—一般原則—

ISO14020番台の他の規格とともに使用することを要求

JISQ14020(1999年)

○ ISO14021 (タイプⅡ規格)

「環境ラベル及び宣言」—自己宣言による環境主張—

◆目的:市場主導の継続的な環境改善の可能性の喚起

◆内容:製品又はサービスの環境側面を示す主張

◆伝達方法:文言、シンボル又は図形・図表を通じて伝達

JIS Q 14021(2000年)

タイプⅡ規格への準拠 ～環境表示の必須条件～
国際規格の要求事項（抜粋）

- 主張は正確で、実証されており、検証可能であること
 - ◇ 景品表示法第4条2項:主張内容の事前実証について規定
- あいまいな表現や主張が特定されない表示は行わない
 - ◇ 「地球にやさしい」、「環境にやさしい」、「自然にやさしい」などは避ける
- 主張内容は、製品のライフサイクルにおいて関連する環境側面のすべてを考慮したものでなければならない
 - ◇ 特定のライフサイクルの段階で環境負荷の低減できたことだけを誇張した主張はできない
- 特定の用語を用いた主張を行う際には、定義等に注意する
- 「メビウスループ」のシンボルマークを使用する際の注意事項

タイプII 規格への準拠 ～環境表示の必須条件～

特定の用語（一般に広く環境表示に用いられている用語）

1. コンポスト(堆肥)化可能 (Compostable)
2. 分解可能 (Degradable)
3. 解体容易可能 (Designed for disassembly)
4. 長寿命化製品 (Extended life product)
5. 回収エネルギー (Recovered energy)
6. リサイクル可能 (Recyclable)
7. リサイクル材料含有率 (Recycled content)
8. 省エネルギー (Reduced energy consumption)
9. 省資源 (Reduced resource use)
10. 節水 (Reduced water consumption)
11. 再使用可能及び詰替え可能 (Reusable and refillable)
12. 廃棄物削減 (Waste reduction)



ISO14021 : 2000
の要求事項

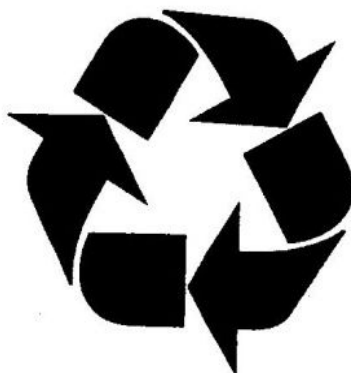
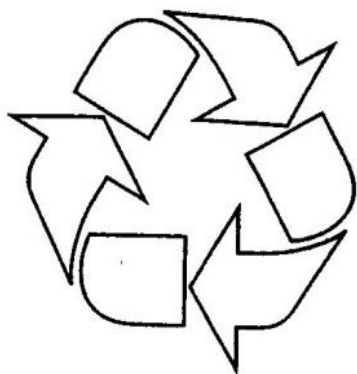
- 温室効果ガスに関連する主張（カーボンフットプリント、カーボンニュートラル）
- 再生可能 (Renewable)
- 再生可能エネルギー (Renewable energy)



現在、
検討中

タイプⅡ規格への準拠 ～環境表示の必須条件～
ーメビウスループの使用についてー

- ISOが国際的に商標権を有し、タイプⅡ規格に基づくシンボルマーク
- 「リサイクル可能」や「リサイクル材料含有率」の主張とは関係がない場合には、類似するいかなるデザインも使用できない
- 三本の矢が三角形を形成し循環のイメージを示す



本ガイドライン独自の要求事項

(1) すべての環境表示に求められる要求事項

- 消費者にとって聞きなれない**専門用語**や**固有名詞**、**事業者等による造語等**は**単独での使用**は避け、わかりやすい説明文又は図表を伴った表現を行う
- 環境に配慮した素材や原材料等を使用していることを主張する場合は、素材の環境負荷の原単位や**使用割合**による環境負荷削減効果などを**明確に表示する**
【例】『温暖化負荷(CO₂)換算 △△Kg』
【例】『容器に再生樹脂を使用』→『容器に再生樹脂を90%使用』
- 「エコ」、「環境対応」等の、あいまいでありながら何らかの環境保全効果を示唆する用語を製品やサービスの商品又は愛称に用いる場合は、環境表示とみなす
【例】『環境エコ商品』 説明「従来自社同商品比:消費電力31%削減」、「エコ」、「環境対応」などの用語を用いる場合、環境保全効果を明確に記述する

本ガイドライン独自の要求事項 (2) シンボルマークを使用する際の要求事項

- シンボルマークが示す意味及び使用基準を明確に設定した上で、シンボルマークに隣接して説明文(事業者名又は団体名、シンボルマークの意味、使用基準等)を表示する



本製品のパッケージには、**50%以上**の再生材を使用しております。
(財)△△協会



廃材使用

この製品は植林木と丸太を材木にする際発生する廃材**40%**を主原料として作られております。

(株)〇〇社

本ガイドライン独自の要求事項

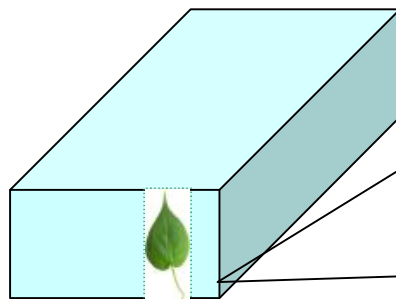
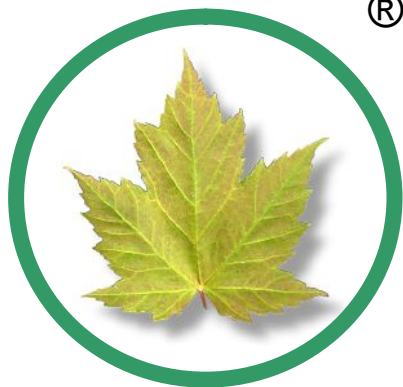
(2) シンボルマークの使用する際の要求事項

○ 環境表示とは無関係な目的で、自然物を示すシンボルマークを使用することは避ける

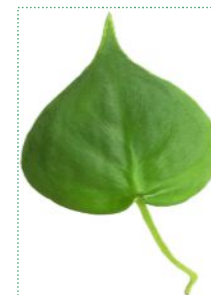
◇ 自然物のデザインが環境表示と消費者に誤解を与えないような配慮が必要

商標であることがわかるように表示する

®



環境表示とは無関係な自然物等を示すデザインは避ける



本ガイドライン独自の要求事項

(3) シンボルマークを用いて自主基準等への適合性を表示する際の
要求事項)

- 主張する製品やサービスが、グリーン購入法特定基準調達品目又はエコマーク対象商品等に該当し、公的基準あるいは、第三者による認定(認証)基準等がある場合はそれらの基準を考慮する。それらの基準が存在しない場合は、事業者団体において適正な**自主基準等**を設定する
- 製品やサービスの環境性能に関する評価方法が、既存の方法と異なる場合は、**換算可能な方法**を用いる
- **将来的に他社製品との比較**ができるよう基準等を考慮する

本ガイドライン独自の要求事項

(3) シンボルマークを用いて自主基準等への適合性を行う際の
要求事項)

- 製品間の比較を可能とするために:
 - ◇ タイプⅡによる検証法の優先順位を遵守する

- 比較広告は制限されていない:
 - ◇ 公正取引委員会昭和62年4月21日比較広告に関する景品表示法の
考え方)

- 評価方法が確立していない場合:
先にある方法を用いた事業者(一番手)と評価方法が異なるとき:
 - ◇ 一番手の特定が問題となる。現在は難しいが、情報公開がすすむこと
で、今後の可能性に期待

本ガイドライン独自の要求事項

(4) 情報開示に関する要求事項

- 消費者に提供すべき情報を抽出し、決定する
 - ◇ ライフサイクルを考慮した定量的情報
 - ◇ 製品やサービスの素材や原材料等に含まれている物質情報など
- 情報提供のタイミングを考慮し、適切な媒体で必要不可欠な情報を提供する
 - ◇ 購入前、購入時、購入後
- 自主基準への適合性評価を正確に実施し、自己適合宣言を行う
- 環境表示情報を登録する
 - ◇ 環境省「環境ラベル等データベース」の活用
- 情報提供と問い合わせ等に対応するための関係組織の体制を整備する

第三者機関等による「環境表示」のあり方

(1) 認定マークの表示方法に対する要求事項

- 認定(認証)している製品やサービスを取り扱う事業者に対して、製品やサービスに表示されている認定(認証)マークの近辺に、運営団体名、認定(認証)理由等を含んだ説明文を記載するよう要請する。
- 認定(認証)している製品やサービスを取り扱う事業者に対して、製品やサービスを紹介するカタログやウェブサイト等の媒体において、認定(認証)マークに関する基本的な情報、例えば運営団体名、認定(認証)理由等を掲載するよう要請する
- 様々な媒体及び手段を通じて、認定(認証)マークに関する一層の情報提供を図り、周知・普及活動に努める
- 「環境ラベル等データベース」に認定(認証)マークの情報を登録する



このマークは、本製品が再生○○100%であることを××協会によって認定されたことを示すものです。

※上記マーク及び制度は架空のものです。

環境表示の利活用事例

(1) GPマーク（社団法人 日本印刷産業連合会）

- 印刷物の環境配慮についての業界自主基準
－ グリーンプリンティング認定制度
- グリーン購入法やエコマークの基準も考慮したさらに環境配慮へのレベルが高い認定基準
- 環境配慮の度合いに応じた3段階表示



- 認定審査員の現地調査の他、学識経験者や環境団体、ユーザー企業等で構成される認定委員会による判定

環境表示の利活用事例

(2) グリーンマーク（社団法人 日本オフィス家具協会）



- オフィス家具のグリーン購入法への適合を示すマーク
- オフィス家具関連事業者約100社から成る（社）日本オフィス家具協会が運営
- 毎年、継続的に表示基準を改善
- 国内主要メーカーの多くの自社製品にグリーンマークが表示されるに至っている
- 表示製品のニーズは官公庁のみならず、一般企業にも波及してきている

環境表示の活用事例

(3) エコガラス（板硝子協会）



- 省エネ法よりもさらに高い基準を満たす複層ガラス製品に表示
- テレビCMも含めた積極的な情報提供。メーカーと流通業者の協力により様々な購入関与者に情報提供
- 断熱性能と遮蔽性能について基準値を設定し、公開している
- 省エネ建材等級制度（公的基準）とエコガラスのシンボルを組み合わせて表示
- 協会の構成は、大手3社で組織
- 省エネルギー性能の高い複層ガラスが急速に普及してきている 29%（2006年度） → 39%（2008年度）



環境表示の利活用事例

(4) 環境統一マーク（日本生活協同組合連合会）



- 生活雑貨や食品を対象とした流通業者による環境表示
- 店舗における特設コーナーや宅配カタログによるマーク表示商品の情報提供
- 消費者に近い会員生協も問い合わせに回答できる体制
- マークの表示のみならず説明文についても入念な検討
- 売上高に占めるマーク表示商品の割合は増加傾向



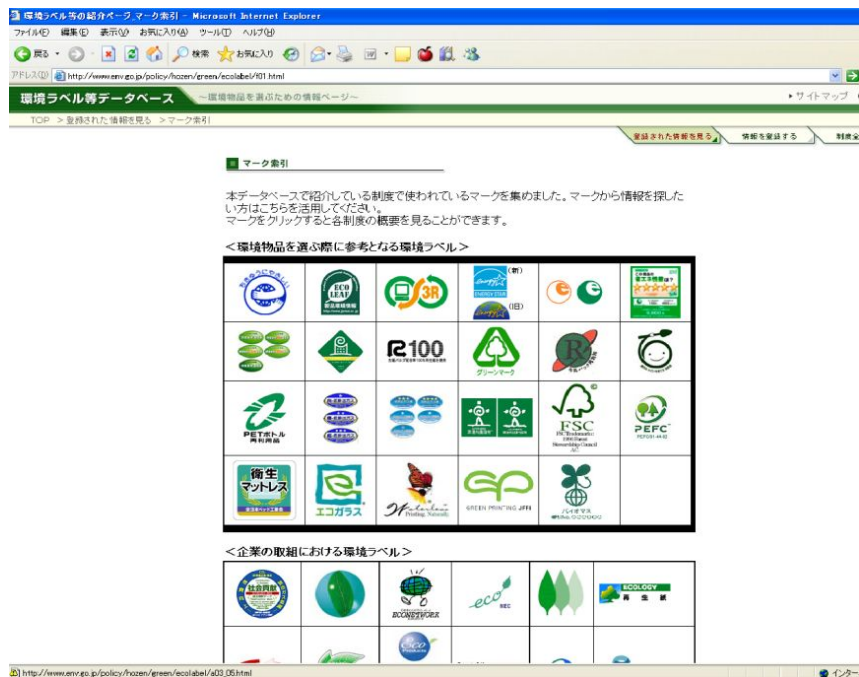
4. 環境ラベル等データベース

ガイドライン53頁

環境ラベル等データベース

～環境物品を選ぶための情報ページ～(平成13年度～)

- 事業者、地方公共団体、第三者機関による環境ラベル制度を紹介
- ガイドライン準拠の環境ラベルは区別して登録することを検討



引用: 環境ラベル等データベース(環境省)

4. 環境ラベル等データベース

環境ラベル等データベース登録方法

「環境ラベル等データベース」より、登録申込書等をダウンロード
必要事項を記載し、以下の添付資料を郵送する。

【添付資料】

1. 運営主体の概要等
2. 実施要領等の規定文書
3. 基準等(マーク等を表示する制度にあつては、マーク等を使用するための基準。)
4. 環境負荷データを表示／提供する環境ラベル等にあつては、「データ表示／提供の様式。」規定文書
5. 環境ラベル等の成果を記載したもの(データ集などとしてとりまとめられている場合)
6. その他環境ラベル等を理解する上で有用な資料

①～④は必須。

環境ラベル等の成果を記載したものがデータ集などとしてとりまとめられている場合は⑤も提出。環境ラベル等を理解する上で有用な資料⑥。

■ URL <http://www.env.go.jp/policy/hozen/ecolabel/index.html>

※現在、掲載事項の見直しを行っており、新たな登録申請の受付は
平成22年3月より再開する見込みです。

5. 環境表示の今後に向けて

環境情報提供の発展ステップ ～グローバルな取組を視野に～

